

鹿嶋屋東店の成立と展開

目次

はじめに

一 鹿嶋屋東店の成立事情

1 江戸の下り酒問屋鹿嶋清兵衛

2 鹿嶋屋本店四代清兵衛の隠居

二 鹿嶋屋東店の屋敷と諸店

1 東店の所持屋敷

2 東店周辺の諸店

三 鹿嶋屋東店の金融

1 資産額の推移

2 大名貸し

3 幕府への御用金上納

おわりに

キーワード 大店 鹿嶋清左衛門 大名貸し

はじめに

東京都江戸東京博物館には、江戸の代表的な下り酒問屋である鹿嶋屋清兵衛の分家・東店に伝わった資料が収蔵されている。その数はおおよ

小酒井 大悟*

そ一、八〇〇件ほどにのぼり、江戸時代から現代にいたるまでの多彩な品々が含まれる。近世・近代における、江戸の商家（とくに大店）の暮らしぶりがうかがえる貴重な資料群といえる（以下、「東店関連資料」と表記する）。

江戸の商家をめぐるのは、周知のように、大店の三井家を中心に分厚い研究蓄積があるが、資料がよく残る三井家以外の商家について、その姿を詳しく解明することは容易でないのが現状である¹⁾。当館の東店関連資料は、こうした研究状況を打開する格好の素材となる可能性を有している。

さて、東店関連資料のうち、江戸時代の名工・原舟月の作にかかる雛人形や、華麗な雑道具については早くから注目されてきた²⁾。しかし、そのほかの古文書や漆工品などについて、本格的な調査・研究が行われてきたわけではなく、ゆえに鹿嶋屋東店がいつごろ成立したのか、またどのような経営を行っていたのか、などの基本的な事柄が依然として不明なままとなっている。東店関連資料を今後、より正確に評価し、また歴史的に位置付けていくためには、これらが伝来した東店がどのような家であったのかを明らかにすることが不可欠の前提となるはずである。本稿は、そのための基礎的な作業として、古文書を中心に鹿嶋屋東店の成立とその展開過程を素描しようとするものである³⁾。

* 東京都江戸東京博物館学芸員

一 鹿嶋屋東店の成立事情

まずは、鹿嶋屋本店とはどのような存在であったのか、この本店から東店はどのような経緯で分かれたのかを確認することからはじめたい。

1 江戸の下り酒問屋鹿嶋清兵衛

鹿嶋屋本店の素性や東店の成立事情を調べる上で、重要な手がかりとなるのが、「本店東店系図」（以下、「系図」と略記）と題された卷子である⁴。

これは、当館が所蔵する東店関連資料のうちの一つで、表題の通り、鹿嶋屋本店から東店へと至る家系図にほかならない。当主やその妻、子供たちの法名と俗名、死没した年月日のほか、人により養子先や嫁ぎ先、改名などについての補足説明が記される。ただし、出生の年月日についての記載はなく、各人物の年齢などはいかがい知れない。

本系図の記事で最も新しい年代は大正三年（一九一四）であり、また、これ以前の記事もすべて同一の人物が書いているとみられることから、本系図が作成されたのは、大正三年以降ということになる。

このように、近世段階の鹿嶋屋本店や東店について調べる資料としてはかなり後年のものではあるが、当館の東店関連資料のなかでも唯一とってよい家系図であり、貴重である。以下、「系図」を手がかりにして、鹿嶋屋本店の姿や東店の成立事情に迫ることとしたい。

さて、「系図」の冒頭には、鹿嶋屋本店初代に至る六名ほどの人物が記されている。このなかの浄貞について、「俗名清右衛門、天満富田町の鹿島屋先祖、元文元丙辰年九月十六日死ス」との記述がみられる。大坂の「天満富田町」の鹿嶋屋は酒問屋を営んでおり、江戸の鹿嶋屋本店や東店が大坂天満の酒問屋鹿嶋屋と、共通の先祖を持つ同族関係にあったことがうかがえる。

浄貞とその妻智貞に続いて記されるのが、鹿嶋屋本店の初代静讃である。同人について、「俗名清兵衛、摂津川辺郡東多田村出生、浄念実子、寛延二己巳年七月十一日死ス」との記載があり、摂津国川辺郡東多田村（現兵庫県）の出身の清兵衛という者が江戸で鹿嶋屋本店を開いたとする。

しかし、浄貞・智貞夫妻との系譜関係や、親の「浄念」なる人物についての記載はなく、清兵衛の詳しい出自は不明とせざるを得ない。ここではひとまず、江戸の鹿嶋屋（本店や東店）が大坂天満の鹿嶋屋と系譜上の繋がりがあること、そして、摂津国（東多田村）をルーツとすることを確認しておく。なお、鹿嶋屋本店の成立がいつ頃なのか現段階では確定できないが、初代静讃の没年が寛延二年（一七四九）であることからみて、十七世紀後半～十八世紀前半と推測される。

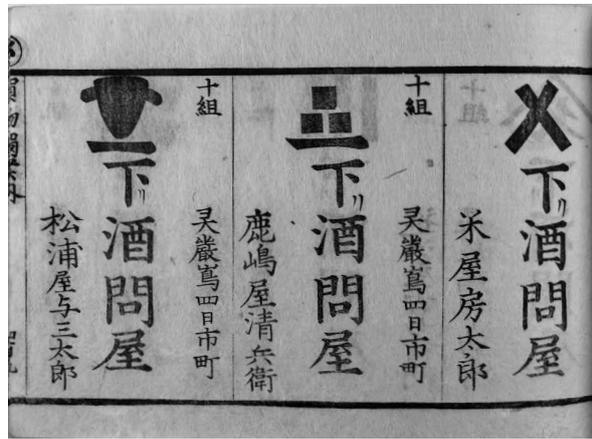
鹿嶋屋本店の当主は初代静讃以降、「清兵衛」という通称を名乗り、資料上では「鹿嶋清兵衛」「鹿嶋屋清兵衛」と表記される。鹿嶋屋本店は、順調に経営を拡大したようであり、近世後期には下り酒問屋を営む、江戸でも屈指の大店となっていた。

たとえば、文政七年（一八二四）に刊行された江戸の商店・飲食店のリストである『江戸買物独案内』には、下り酒問屋として「鹿嶋屋清兵衛」の名がみえる【図1】。所在は、酒問屋が多く集まる霊岸島の四日市町（現東京都中央区）。商標は、黒い三つの四角の下に一文字で、「角一」（かくいち）というようである⁵。

また、物価高騰に苦しむ人びとを救済するため金銀米穀を供出した江戸の町々の「大商家」を書き上げた天保年間の「改正大江戸町々施シ附」では、前から三番目に「鹿嶋清兵衛」の名が確認できる⁶。一番目に書き上げられているのは、三井越後屋の三井八郎右衛門であるので、この頃には、鹿嶋屋本店が江戸市中でも代表的な大店であったことがうかがえる。



【図2】「新酒番船入津繁栄図」(90203068-70)



【図1】『江戸買物独案内 下』(13200067)

四代清兵衛はもともと、大坂天満の鹿嶋屋の三男として生まれ、幼名を馬吉といった。その後、江戸の鹿嶋屋本店三代目清兵衛の養子となり、

天保五申年正月十四日死ス

四代清兵衛大坂天満北富田町鹿島参代目貞隨之参男、幼名馬吉、静慶（三代清兵衛*引用者註）ノ養子トナリ利助ト改名、後家督シテ清勲ノ婿トナリ清兵衛ト改名、隠居シテ靖左衛門ト改名、深川木場島田町七番地ニ隠居店ヲ建テ居住ス、東店即チ之レナリ、又当店ノ元祖ナリ、母ハ祐貞尼（但シ本店ノ四代ニシテ又東店ノ元祖タリ）、

東店の関係を示すものである。

これによると、本店四代清兵衛（慶善）が、東店の起点となっていることがうかがえる。四代清兵衛について、「系図」は次のように記す。

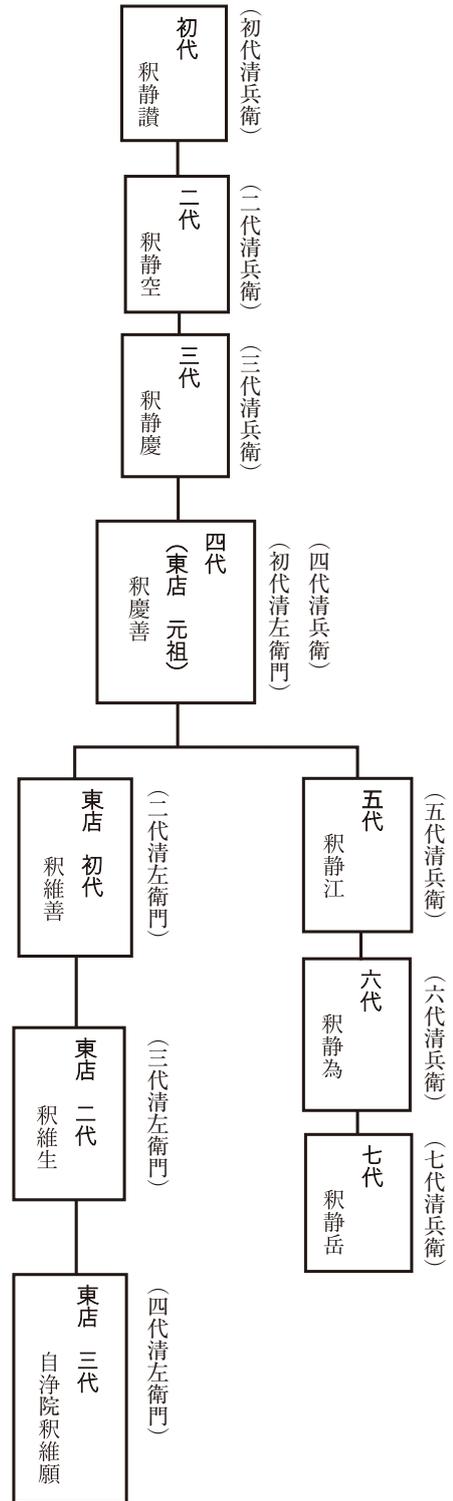
2 鹿嶋屋本店四代清兵衛の隠居

それでは、鹿嶋屋東店はどのような事情で本店から分かれたのか。

【図3】は、「系図」の記載を抜粋して作成したもので、鹿嶋屋本店と東店の関係を示すものである。

以上のように、鹿嶋屋本店⇨鹿嶋清兵衛は上方から江戸に出て、近世後期には下り酒問屋として江戸屈指の大店となっていた。

鹿嶋屋本店の発展ぶりは、錦絵にも描かれている。文久三年（一八六三）の「新酒番船入津繁栄図」（落合芳幾/画）は、上方からの新酒輸送レール（新酒番船）を題材とする⁷。本図に描かれているのは、そのゴール付近である江戸の新川一帯のようすである。【図2】は本図中央付近を拡大したものであるが、そこにみえる、先述の「角一」に「本」の文字が入った蔵が、鹿嶋屋本店の蔵である。なお、対岸の「角二」に「中」と書かれている蔵は、鹿嶋屋中店のものである。本店から分かれたこの中店も、有力な下り酒問屋であった。



* 「本店東店系図」(98002153) より作成。

【図3】 鹿嶋屋本店と東店

名も利助と改めた。そして家督を相続して清勲(俗名キト、三代清兵衛夫妻の娘)の婿となり、改名して四代清兵衛となった。隠居すると靖(清)左衛門と改名、深川木場島田町七番地に隠居店＝東店を建てて居住し、天保五年(一八三四)正月十四日に死去した。

以上がおおよその内容であるが、ここから、鹿嶋屋東店は本店四代清兵衛の隠居店として成立したこと、よって四代清兵衛＝東店の「元祖」であったことがわかる。なお、「元祖」としているのは、【図3】にあるように、「系図」では、東店の初代を子の維善＝二代清左衛門としていることによる。

ではなぜ、四代清兵衛は隠居店を出したのか。この点を考える手がかりが、本店五代清兵衛(静江)をめぐる、「系図」の次の記述である。

幼名利吉、静慶ノ実子ニシテ慶善ノ順養子トナリ利助ト改名、家督シテ五代清兵衛ト改名ス、参代静慶ノ実子ニシテ四代ヲ相続セサリ

シハ、始メ静慶ニ男子ナカリシ為早クヨリ慶善ヲ養子トナシ、後ニ静江出生ゼシ故ニ慶善実子アルニモカ、ワラス、義ヲ重ンジ義弟ニ五代ヲ譲リシモノナリ、母ハ妙慶尼、天保十一年子八月五日死

これによると、本店五代清兵衛は、本店三代清兵衛の実子であった。三代清兵衛には当初、実子に男子がいなかったため、早くから四代清兵衛を養子としていたが、その後には五代清兵衛が生まれた。そのため、四代清兵衛は本店の家督を相続したが、これを自らの実子には継がせず、義弟にあたる五代清兵衛に本店の家督を譲ったとする。

ここから、四代清兵衛が隠居して東店を出したのは、三代清兵衛の実子である五代清兵衛に本店の家督を継がせるためであったと考えられる。

そこで問題となるのが、東店の成立時期である。文政九年(一八二六)正月段階では、四代清兵衛は依然として本店の当主の地位にあるとみら

れるが、同年八月には清左衛門に改名しているの、東店は文政九年に成立したとみてよいだろう⁹⁾。

二 鹿嶋屋東店の屋敷と諸店

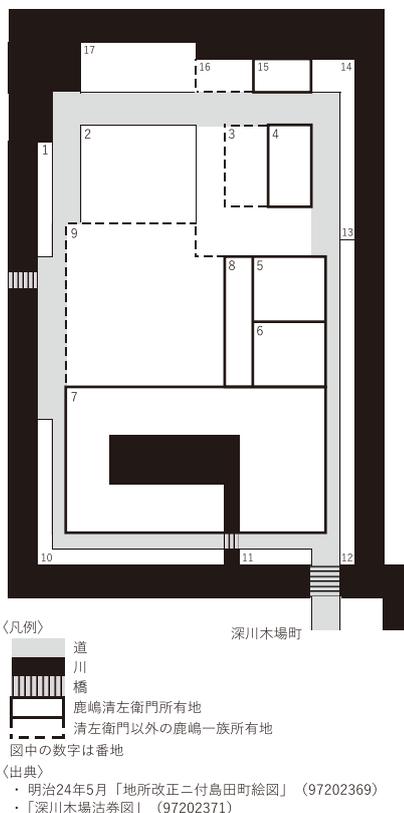
文政九年に成立した鹿嶋屋東店は、深川島田町に屋敷を構えた。以降、当地を拠点に東店は経営を拡大し成長していくことになる。ここでは、所持屋敷や周辺に成立した諸店から、東店の姿に迫りたい。

1 東店の所持屋敷

有力な下り酒問屋であった鹿嶋屋本店や中店は、上方から酒を積んだ廻船が到着する新川近くの霊岸島四日市町や銀町に立地していた。本店四代清兵衛が隠居して東店を出した深川島田町は、酒問屋が集まる新川周辺からはやや距離があり、四代清兵衛は当地に、下り酒問屋ではない新たな鹿嶋屋を作り出そうとしていたと推測される。

近世の深川島田町は、四方を川に囲まれた、いわば島のような形をしていた。そこでの東店の屋敷のようすを直接示す資料は残念ながら見当たらないが、明治段階の深川島田町における東店鹿嶋清左衛門の土地所有については、地租改正にもなつて作られた図面や沽券図などからうかがうことができる。

【図4】は、これらをもとに作ったもので、図中の数字は各土地の地番を示す。本図のうち、黒い太線で囲まれた土地が東店の鹿嶋清左衛門の所有地である（地番4・5・6・7・8・15）。深川島田町に占める東店の所有地の比重の大きさが見て取れる。さらに、破線で囲まれた土地は、鹿嶋姓を名乗る清左衛門の一族の所有地である（地番3・9・16）。これらを加えると、深川島田町の土地のほとんどは清左衛門を中心とする鹿嶋一族の所有地であったことが明瞭である。



【図4】鹿嶋清左衛門の所有地（深川島田町）

これらの土地には、鹿嶋屋東店をはじめ、後述する鹿嶋屋西店・材木店の屋敷や土蔵、稲荷社、材木置き場などの関連施設があったようである¹⁰⁾。近世後期から幕末・明治にかけて、鹿嶋屋東店の成立と成長にもない、深川島田町は、東店を中心とする鹿嶋屋の一族の屋敷や関連施設により占められていったといえる。

ところで、東店は深川島田町の外にも町屋敷を取得していったようである。東店関連資料には、町屋敷買得にかかわる証文もいくつかあるが、ここでは、東店の屋敷神である富永稲荷の祭祀に用いられた四神像（朱雀・玄亀・白虎・青龍）や獅子頭（雌）の箱書きに注目したい。前者は弘化五年（嘉永元、一八四八）、後者は安政五年（一八五八）に製作され、それぞれの奉納者が箱書きに記されている。

四神像のうち朱雀・玄亀像の箱書きに記された奉納者は、【表1】の通りである。本表に示されているのは、いずれも東店の所持屋敷の家守であり、計三一名にのぼる。このうち、深川島田町の家守の熊吉（No. 30）と善八（No. 31）を除く二九名が、東店が他所の町で所持する町

【表2】安政5年3月 獅子頭（雌）奉納者

No.	町名	肩書	名前	備考
1	堀江町	家主	辰四郎	
2	堀江町	家主	伊助	
3	堀江町	家主	萬兵衛	
4	堀江町	家主	卯之助	
5	堀江町	家主	甚蔵	
6	安針町	家主	覚右衛門	
7	本船町	家主	新八	
8	室町	家主	源次郎	
9	駿河町	家主	富右衛門	
10	室町	家主	又兵衛	
11	新材木町	家主	平蔵	
12	高砂町	家主	新七	
13	小網町	家主	半右衛門	
14	柴井町	家主	平助	
15	尾張町	家主	源兵衛	
16	新網町	家主	卯助	
17	元数奇屋町	家主	彦八	
18	元数奇屋町	家主	卯兵衛	
19	常盤町	家主	吉蔵	
20	田原町	家主	菊次郎	
21	六間堀	家主	幸太郎	
22	東仲町	家主	治助	
23	十二軒	家主	久蔵	
24	山本町	家主	金平	
25	山本町	家主	国太郎	
26	山本町	家主	新右衛門	
27	槽下	家主	金之助	
28	十二軒	家主	七三郎	
29	木場町	家主	徳兵衛	
30	猿若町	家主	甚右衛門	
31	北新堀町	湯屋	仁左衛門	
32	南伝馬町	湯屋	仁三郎	
33	本所小泉町	湯屋	八右衛門	
34		家主	熊吉	世話人
35		鳶	吉五郎	世話人
36		植木屋	善八	世話人

*「雌獅子（獅子頭）」(98002313)の箱書より作成。

【表1】弘化5年2月 朱雀・玄亀像奉納者

No.	町名	名前	備考
1	数奇屋町	孫八	
2	数奇屋町	宇兵衛	
3	柴井町	平助	
4	尾張町	源兵衛	
5	木場町	平八	
6	木場町	徳兵衛	
7	高砂町	新七	
8	田原町	万次郎	
9	常盤町	徳蔵	
10	永代寺門前	久蔵	
11	永代寺門前	七三郎	
12	猿若町	善兵衛	
13	堀江町	辰四郎	
14	仲町	銀助	
15	山本町	半次郎	
16	山本町	多助	
17	山本町	安兵衛	
18	山本町	新右衛門	
19	新網町	卯助	
20	壺岸寺門前	孫兵衛	
21	室町二丁目	弘二郎	
22	室町壺丁目	源次郎	
23	安針町	覚右衛門	
24	小網町	平右衛門	
25	本船町	忠蔵	
26	八名川町店	玄兵衛	
27	北新堀町	幸右衛門	湯廊支配人
28	南伝馬町	八右衛門	湯廊支配人
29	小泉町	政吉	湯廊支配人
30		熊吉	世話人 居付家守
31		善八	世話人 居付家守

*「四神像 朱雀」(98002292)、「四神像 玄亀」(98002294)の箱書きから作成。

屋敷の家守たちである。彼らが居住する町数は二三にのぼる。

一方、獅子頭の奉納者は、【表2】のようになる。深川島田町外の家主(合湯屋支配人)は三名で、彼らが居住する町の数は二五となる。

このように、十九世紀中頃の弘化〜嘉永年間には、鹿嶋屋東店は深川島田町のほかに二十を超える町に町屋敷を所持していた。文政九年に成立して以降、東店は深川島田町外で町屋敷を集積し、これらの所在する各町において不在地主となっていたのである。

2 東店周辺の諸店

深川島田町の鹿嶋屋東店の周辺には、東店と深く関わるいくつかの店があった。ここでは、次の諸店について、成立経緯や東店との関係などを、現段階でわかる限りで記述しておく。

(1) 材木店

材木問屋を営む材木店の成立経緯は、次の資料からうかがえる。

証文之事

一、金貳百兩

右は私儀年来相勤候ニ付、御別家ニ被仰付御家号被下、材木問屋商売仕候様御差図被下、其上右金子元手金として被下置難有仕合奉存候、家業躰其外之儀ニ付御店差障ニも相成候儀有之候ハ、如何様ニも被仰付可被下候、猶此上共ニ御店之儀差障り方萬事心を付候様は又奉畏候、為後日証文依而如件

文化十五年

鹿嶋屋

源 蔵(印)

御本店

寅三月廿六日

鹿嶋清兵衛様

同

鹿嶋清吉様¹¹

これは、鹿嶋屋源蔵が本店の清兵衛・清吉に宛てた金二〇〇兩の請取証である。宛所の清兵衛は本店四代で、このちに東店を出す初代清左衛門、清吉はその実子である。これによると、源蔵は本店における長年の働きによって、別家と鹿嶋屋の屋号の使用を認められた。その際、本店から材木問屋を営むように指示され、元手金として二〇〇兩を渡された。このように、材木店は本店から分かれたが、別家を許可したのがほとんどなく東店を出す清兵衛や清吉であったため、材木店は東店と深い関わりを持つことになったといえる。

両店の関わりの内容としては、東店が材木店に資金助成のためと考えられる金を貸していること、材木店の二代目当主には東店初代清左衛門の末子・駿平がなっていること、そして、その妻には東店の清吉改め二代清左衛門(維善)の三女・ハツがなっていること、などが挙げられる。なお、おそらくは幕末に材木店から分かれたとみられる角店の初代に、二代清左衛門の六男・留吉(のち清四郎と改名)がなっていることもあわせて指摘しておく¹²。

このように、鹿嶋屋東店と材木店は、経営・血縁の両面で深い関わりがあった。

(2) 西店

西店は東店からの分家で、東店の屋敷に隣接していた。西店と東店の関係については、「系図」から、ある程度うかがえる。次に掲げるのは、東店の二代清左衛門の長女・維寿(俗名不明)についての記載である。

維善（東店初代、二代清左衛門*引用者註）長女、維生（東店二代、三代清左衛門*引用者註）ノ姉ニシテ東店分家西店ノ初代ノ主タリ、中店成延四男ヲ養子ニ迎フ

ここから、西店は東店二代清左衛門の長女・維寿が東店から別家して成立したことがわかる。成立年は特定できないが、鹿嶋屋東店の屋敷神と考えられる富永稲荷の弘化五年二月付の奉納額に、西店の名が奉納者として記載されているので¹³、遅くとも、この頃までには成立していた。「系図」には、西店と東店の血縁的なつながりを示す記載がもう一ヶ所みられる。それは、東店二代清左衛門の二男・六三郎（覚道）についての、次のような記載である。

維善二男幼名六三郎、東店分家西店へ養子トナリ後家督シテ清次郎ト改名

六三郎は西店の養子となり、家督を継いでいることがわかる。西店と東店の間には、このような血縁上のつながりが確認できる。ただし、西店の経営内容や経営面での東店とのかかわりについては不詳である。

（3）質店

資料上では「質店」、「木場質店」と記される。当館の東店関連資料には、天保十年（一八三九）を初見に、質店の勘定に関する資料が確認できる。この質店の成立を示すが、次の資料である。

覚

一、金貳拾兩也

右は深川八組之内質屋式番組仲間江新規加入被致候二付、惣仲間

自定加入金書面之通被差出儘ニ請取申候、尤巨細仲間議定帳面江相記置申候、為念加入金受取仍如件

深川八組質屋仲間

天保五年九月十八日

年番行事惣代

上総屋藤兵衛（印）

萬屋甚助（印）

鹿嶋屋六三郎殿

後見 千助殿¹⁴

これは、鹿嶋屋六三郎らが深川八組質屋仲間へ新規に加入するに際し、支払った金二〇兩の請取証である。これにより、鹿嶋屋六三郎らは、質屋仲間への加入を認められ、以降質屋営業ができるようになったのである。鹿嶋屋質店の成立は天保五年（一八三四）とみなされよう。

本史料の宛所となっている鹿嶋屋六三郎は、東店二代清左衛門の二男で、のちに西店の養子となり、同店の家督を継ぐ人物と考えられる。この時、六三郎はまだ若年であるため、千助という人物が後見となっているのだろう。

もっとも六三郎は、天保五年以降も東店から別家していたわけではないうである。嘉永六年（一八五三）に、家質にとった屋敷の家賃を滞納しているとして、深川大和町の善四郎らを訴えた際には、善八という者が六三郎に代わって訴状に署名しているが、その際の肩書は、「深川嶋田町家持清左衛門方同居六三郎煩ニ付代」というものであった¹⁵。つまり、嘉永六年時点でも、六三郎は、東店の清左衛門と「同居」していることがわかる。

したがって、質店とは、東店から別家して独立の店があったわけではなく、東店の内部にあって、質屋業を担当する経営の一部門といった位置付けであったと考えられる。質店の勘定にかかわる資料が東店に伝来

していることも、この見立てを裏付けよう。

(4) 出店と六間堀店

以上に加え、資料上で散見する出店と六間堀店についても言及しておきたい。

出店は、弘化五年の富永稲荷の奉納額に、「西店」や「東店 家主中」「材店(材木店) 家主中」とともに「出店」「同(東店) 出店 支配人中」の名がみえる。ここから、出店は弘化五年までには東店から分かれていたことがわかる。また、この奉納額は、富永稲荷の祭祀に使われた四神像の奉納に際してのものと考えられるので、出店は西店や材木店とともに東店が行う祭祀に参加していたとみてよいだろう¹⁶。

六間堀店はもともと、要介という者が出した店(資料上、「要介商店」と記される)で、嘉永二年(一八四九)に、六間堀(現墨田区)に「転宅」したようである。同店の損金や負債を調べた帳面が一冊、東店に伝来していることから、東店と経営面で何らかの関わりがあったものと推測されるが、詳細は不明とせざるを得ない¹⁷。

鹿嶋屋東店は、以上の諸店を周辺に成立させ、これらと深く関わりながら経営を展開させていたのであり、単なる本店の一分家というにとどまらず、江戸に展開する鹿嶋屋のなかでも核となる家であったといえる。

三 鹿嶋屋東店の金融

それでは、近世後期から幕末にかけて、鹿嶋屋東店はどのような経営を展開していったのだろうか。本店が下り酒問屋であったのに対し、分家の東店が何を営んでいたのか、これまで知られてこなかった。以下、

限られた資料からではあるが、東店の経営動向や内容について、可能な限り明らかにしたい。

1 資産額の推移

東店関連資料には、鹿嶋屋東店の経営内容を詳細に記した大福帳のような帳面は残っていない。しかしながら、東店の資産額や収益額を算定・記載する勘定下調帳という帳面はほぼ毎年分残っており、東店の資産額の推移や経営の概要について知ることができる。

そこで、まずは、勘定下調帳から東店の資産額の推移をみていくこととしたい。勘定下調帳は毎年二月末に作成され、前年分の東店の総資産¹⁸を金銀額で把握している。

【表3】鹿嶋屋東店の資産額の推移

勘定年	西暦	金		銀		
		両	歩	匁	分	厘
文政12年	1829	37,691	1	4	8	4
天保5年	1834	53,961	1		8	6
天保6年	1835	57,177	1	10	1	8
天保7年	1836	51,278	3	2	4	6
天保8年	1837	65,823	3	10	5	4
天保9年	1838	68,840	2	2		6
天保12年	1841	81,997	3	12	6	4
天保13年	1842	86,492		6	4	
弘化2年	1845	103,064			8	8
弘化3年	1846	101,801		3	2	6
弘化4年	1847	108,463		10		3
嘉永2年	1849	118,025	1	10	1	9
嘉永3年	1850	122,789		4		3
嘉永4年	1851	127,595	1	6	2	8
嘉永5年	1852	131,983	1	3	4	
安政2年	1855	148,410	3	2	7	6
安政3年	1856	152,495	3	13	8	8
安政7年	1860	163,477		3	9	9
万延2年	1861	166,054	2	12	1	8
文久2年	1862	171,487	2	1	9	7
文久3年	1863	175,637	1	8	4	2
文久4年	1864	178,748	3	14	6	6
元治2年	1865	180,292	1	11	7	1
慶応2年	1866	182,311	1	12	6	3
慶応3年	1867	184,525	3	13	7	2
慶応4年	1868	186,763	3	13	4	7

*各年の勘定下調帳より作成。

この総資産のなかには、鹿嶋屋本店からの引当金、家守や他の商人とみられる人びとからの預かり金が含まれている。とくに後者は、東店から他所への貸し付けの原資とされ、運用されているとみられる。これらを仮に、預かり資産と呼んでおく。勘定下調帳では、総資産額から預かり資産額を引き、狭義の東店の資産額（以下、「東店資産額」と表記する）を算出している¹⁸。【表3】は、各年の勘定下調帳からこの東店資産額の推移を示したものである。

本表によると、成立して間もない文政十二年（一八二九）勘定段階の東店資産額は、金三万七、六九一両一歩、銀四匁八分四厘であった。以降、この額はほぼ順調に拡大し、幕末の慶応四年（一八六八）勘定段階では、金一八万六、七六三両三歩、銀一三匁四分七厘にまでなっていることが確認できる。近世後期から幕末にかけて、東店資産額はおおよそ五倍に増えていることになる。貨幣価値の変動を考慮したとしても、東店が幕末にかけて大きく成長したことはひとまず確かだろう。

では、年々の東店資産額の増加は、何によってもたらされているのだろうか。それは、金の貸し付けによって得られる利益（利足収入から諸経費を差し引いて算出される）であり、たとえば、文久三年（一八六三）二月に作成された勘定下調帳の冒頭では、次のような算用が行われている。

突合

元高

一、拾七万四千四百八拾七両貳歩ト

壹匁九分七厘

戊年中利足入所ニ而諸雜用引残

一、四千四百四拾九両三歩ト

六匁四分五厘

メ拾七万五千六百三拾七両壹歩ト

八匁四分貳厘¹⁹

まず、「元高」とは、文久二年（一八六二）二月段階で算定された東店資産額である。これに、文久二年中にあがった利足収入から諸経費を差し引いた残額を加え、文久三年二月時点での東店資産額＝金一七万五、六三七両一歩、銀八匁四分二厘が算出されている。この額は、翌年の勘定下調帳での「元高」になる。

以上のように、年々の東店資産額の増加をもたらしているのは、金の貸し付けによって得られる利益であった。したがって、東店の経営の大きな柱は金融であったといえる。とすれば、この金融の具体的内容がどのようなものであったのが問題となる。

2 大名貸し

勘定下調帳によれば、鹿嶋屋東店の金の貸し付けには、いくつかの形態があったようである。たとえば、嘉永四年（一八五二）二月の勘定下調帳には主立ったもので、①「諸所貸」、②「年賦・月賦無利足貸」、③「佐賀様」「質店かし」など相手を明記する貸し付け、④「質物かし」、などにかかわる債権額が列記されている²⁰。これらのうち、③は各地の藩々大名家や鹿嶋屋の他の店などに対する利足付きの貸し付けとみてよい。①②④は上記以外の江戸内外の住民を相手とするもので、①は利足付き、②は無利足、④は質物を取ったの貸し付けと推測されるが、詳細は判然としない。

これらのうち、最も債権額が大きいのが③で、とくに大名家に対する貸し付けである。当年では、延岡藩内藤家（日向国）に九、九七七両余、浜田藩松平家（石見国）に一万五、三一一両余、淀藩稲葉家（山城国）に二万四、六五〇両、佐賀藩鍋島家（肥前国）に八、一八二両余、長嶋藩

増山家（伊勢国）に八、八〇一両もの債権があった。以上の五家のうち、延岡藩内藤家については、金子借用証文が何点か残っている。そのうちの一点を次に掲出する。

借用申金子之事

一、金千五百両也

右は旦那勝手向要用ニ付借用申処実正也、返済之儀は一ヶ月金百両ニ付銀四拾匁之利付メ来寅七月中限元利無相違返済可申候、右為引宛若狭益一并別冊品書之通預置申候、此借用金之儀は不一通格別之御実意を以御承引給旦那も殊之外満足被致候、然ル上は返済方聊相違之儀有之候而は於銘々共不本意至極候間、決而違約致間敷候、此段は訳而安心可被致候、為後日質物引当借用証文仍如件

内藤能登守内

嘉永六丑年十二月

赤坂平右衛門（印）
 楠 源五兵衛（印）
 久保平十郎（印）
 草野喜八郎（印）
 猪狩三郎右衛門（印）
 渡辺平兵衛（印）
 千葉新左衛門（印）
 柏木市兵衛（印）

鹿嶋六三郎殿

前書之通承届相違無之候、以上

穂鷲長門（印）²¹

本資料は、嘉永六年（一八五三）十二月に延岡藩内藤家の家臣赤坂ら七名が、主君（旦那）の勝手向きの必要から、金一、五〇〇両を借用した際の証文である。返済期限は翌年七月で、月ごとに金百両につき銀四〇匁の利足が付き、若狭益および別冊の書類に記されているという品々（おそらくは美術品と考えられる）を質物として入れていることがわかる。このような質をともしない貸借であるため、鹿嶋屋東店側では、東店の質屋業を担う質店の鹿嶋六三郎が窓口となり、ゆえに本証文の宛所も六三郎となっていると考えられる。利率や担保などの条件については個々の事例によって差違があるが、おおよそのような証文によって大名貸しが行われていたといえる。

延岡藩内藤家をはじめとする大名五家とは、東店の成立から慶応四年までのすべて、もしくはほとんどの期間で金の貸借関係が認められるのであり、このような多額の名大貸しにともなう利足が、東店の主要な収入となっていたのである²²。

以上の五家に対する貸し付けと比べると少額だが、幕末には、東店鹿嶋清左衛門が幕府の勘定所御用達に起用されたことにともない、御三卿の一橋・田安家へも金の貸し付けを行っていたことが確認できる。

たとえば、元治元年（一八六四）七月には、一橋家に金三三五両を用立てている（年五歩の利足付き）。この金三三五両は、幕府が設けた札差への資金貸付機関である猿屋町会所を通じて一橋家の勘定奉行に渡されたため、同会所を運営する江戸の町年寄から「御勘定所御用達」の鹿嶋清左衛門に対し、その旨を記した覚書が出されている²³。また、文久二年（一八六二）十二月に、田安家に年五歩の利足という条件で金四〇〇両を用立てた際にも、同様の覚書が江戸の町年寄から「御勘定所御用達」鹿嶋清左衛門に宛てて出されていることが確認できる²⁴。

このように、東店鹿嶋屋清左衛門は、幕末に御三卿の一橋家・田安家に対する大名貸しを行うようになっていた。ただし、それは、幕府の勘

定所御用達という清左衛門の地位に基づく、猿屋町会所を介した貸し付けで、これまでにみた五家に対する貸し付けとは、やや性格が異なるものであったといえる。

3 幕府への御用金上納

鹿嶋屋東店は大名貸しを軸に経営を拡大し、幕末には幕府の勘定所御用達を勤めるまでになった。しかし、そうした地位ゆえに、多大な負担を強いられることになった。この点について、慶応元年（一八六五）の第二次幕長戦争にもなう幕府の御用金賦課を事例に検討してみたい。

東店関連資料には、この時の町奉行所や町年寄からの指示、鹿嶋清左衛門ら勘定所御用達が提出した文書の内容、経緯などを克明に記した「御進発節御用金被仰渡控」という帳面がある²⁵。以下、この帳面の記載から、御用金賦課をめぐる幕府と鹿嶋清左衛門ら勘定所御用達らのやりとりをみていく。

慶応元年五月二日、南町奉行の根岸肥前守衛奮からの仰せ渡しがあるため町奉行所へ出頭せよとの指示が、町年寄から鹿嶋清左衛門ら勘定所御用達に達せられた。翌三日、清左衛門らが出頭すると、根岸から次のような仰せ渡しがあった。

近年海岸防禦之御堅固筋并 御本丸・西御丸等度々御普請、其上去
 亥年以來兩度之御上洛、其外拳而難算御用途打続候折柄、尚又今般
 御進発二付而は莫太之御入用高二付御融通為江坂并御料所百姓・
 町人共之内身柄相応之者、且諸寺院等二至迄も御用金可被 仰付旨
 被 仰出候、是迄とは訳違ひ此度は実以不容易御入用筋二付其身家
 業之余沢ヲ以安楽ニ暮居候迎、聊之御奉公筋ヲも不相勤徒ニ打過無
 勿躰儀ニ有之、其方共ニは御国恩之程ヲも難有相心得是迄御用金差
 出、又候上納金等相願候儀ニは候得共、年来御用達ヲも相勤市中一

躰之目当ニも相成儀ニ付、御時節柄之儀猶又厚相弁何様ニも繰合致
 し、際立出情可致候、其品ニ寄候而は出格之

御賞譽も可有之候、尤金高并納方之儀は町年寄共と可申談候

但此度被 仰付候御用金之儀は来寅年より十ヶ年ニ割合御下ケ戻
 二相成候間、其段相心得可申候

丑五月三日

近年、海岸防御の強化や江戸城本丸・西丸の普請、將軍徳川家茂の上洛などが続き、さらに今般は長州に攻め込むため、莫大な費用がかかる。これを都合するため、江戸や大坂、幕領の裕福な百姓・町人、そして諸宗の寺院に至るまで、御用金を命じる。清左衛門らは「御国恩」をありがたく心得て、これまで御用金を差し出し、今回もまた上納金を願うことになってしまいが、長年勘定所御用達を勤め、市中の人びとの手本になることであるので、莫大な費用がかかる出来事が続く時節柄をよく心得て、どのようにでもやりくりして御用金を上納しなさい。金額や上納の仕方は町年寄たちと相談するように。ただし、今回命じる御用金は、来年から十年に分けて返すので、このことを心得ておきなさい。

おおよそ、以上のような内容となるが、このように、鹿嶋清左衛門らは南町奉行根岸から、第二次幕長戦争にかかる経費に充てる御用金の上納を命じられた。これに対する返答は五月六日になつた。清左衛門ら勘定所御用達五名は奉行所に起き、次のように回答した。すなわち、近年は自分たちの取引で出金することばかりで、だんだん金が乏しくなり、いろいろやりくりしているところであり、差し当たって集金の手段がなく、勘定所御用達一同心を痛め、当惑していると、今回の御用金上納の「暫時御猶予」を願い出た。

しかし、彼らのこの願いは容れられることはなく、五月八日にまた町奉行所への出頭を命じられた。そこで、改めて御用金の上納に応じるよ

【表4】 勘定所御用達の御用金出金額の決定過程
慶応元年 (1865) 5月

名前	提案額	決定額
越前屋又左衛門後見永蔵	3,000 両	10,000 両
松澤孫八	2,500 両	10,000 両
青地四郎左衛門	6,000 両	15,000 両
三谷三九郎	10,000 両	15,000 両
川村傳左衛門	4,000 両	15,000 両
鹿嶋清左衛門	3,000 両	13,000 両
竹原文右衛門	4,000 両	10,000 両
鹿嶋清兵衛	7,000 両	15,000 両
三村清左衛門	(記載なし)	2,000 両

*慶応元年「御進発節御用金被仰渡控」(98002638) より作成。

う求められた。そして五月九日、清左衛門らは、御用金を承知する旨の申上書を町奉行所に提出した。その際に彼らが提案した各々の御用金額は、【表4】の「提案額」欄に示した通りである。

町奉行所側はこの提案を受け入れず、さらに清左衛門らを説き伏せた。その結果、清左衛門ら一同は【表4】の「決定額」欄に示した額の御用金上納を請けることを余儀なくされた。提案額と比較すると、ほとんどの者の御用金額が倍以上に跳ね上がっており、清左衛門に至っては、三千両から一万両も増額されていることがわかる。

翌五月十日には、清左衛門から【表4】の「決定額」での御用金上納を承知する旨の請書が提出された。また五月付で、勘定所御用達惣代の川村傳左衛門から幕府勘定所へ同趣旨の届が出された。こうして、清左

衛門らの御用金額は確定された。

閏五月一日、南町奉行所から呼び出しがあり、勘定所御用達のうち川村傳左衛門と松澤孫八が出頭したところ、町年寄喜多村彦之丞から次のような申し渡しがあつた。それは、今回の御用金は十年で返されることになっているが、勘定所御用達から十五年での返済を願ひ出るならば、御用金額一万両以上の分については年一分、同じく千両以上の分については年七厘の率で手当て(利足)を付けて返す、というものであつた。つまり、御用金の返済期間を五年延長するのであれば、利足を付けて返すという提案であるが、これに対する勘定所御用達の返答書は閏五月三日に提出された。

以書附奉申上候

一、今般

御用金被 仰付御請奉申上置候処、猶又一昨朔日御呼出之上、右金高年延御請仕候得は御手当御下添御割下ケ被成下置候間存寄可奉申上旨御憐愍之御沙汰被 仰付冥加至極難有仕合ニ奉存候、私共追々手元融通少ニ相成候間、何卒先前被 仰渡之通、十ヶ年割下ケ被成下置候様一同奉願上候、以上

御勘定所御用達

慶応元年五月三日

(閏五月)

越前屋又左衛門

後見 永蔵 印

(以下八名略)

町

御奉行所

すなわち、次第に手元の資金も少なくなるので、なにとぞ以前に仰せ渡された通り、十年での返済をお願いしたいというものであり、勘定所

御用達らは町奉行所側からの提案を拒否したのである。彼らは、利足が付かなくても、できるだけ早い返済を求めざるを得なかったのであり、ここから、今回の御用金額が彼らにとって相当に重い負担であったことがわかる。

この返答書は町奉行所に受領された。そして、閏五月十三日に勘定所御用達から町奉行に改めて御用金の請書が提出された。これによると、御用金は二〜三回にわけて上納されることになっている。それぞれの納入期日は、①沙汰次第すく、②慶応元年十二月十八日、③慶応二年（一八六六）四月二一日であり、鹿嶋清左衛門は、①に五千両、③に八千両を納めることとされた。こうして、閏五月二一日に一回目の御用金上納が行われた。

以上から、第二次幕長戦争にともなう御用金上納は、鹿嶋清左衛門ら勘定所御用達にとって、メリットに乏しく、重い負担であったといえる。幕末の政治的・対外的情勢にともない、勘定所御用達らには幕府から御用金がたびたび課されていた。したがって、清左衛門の勘定所御用達への就任は、鹿嶋屋東店の経営に多大な負担をもたらす危うさが孕まれていたといえる。

おわりに

本稿では、近世後期から幕末にかけての鹿嶋屋東店の成立と展開のよすを跡付けてきた。最後に、ここまでの検討で明らかになったことを簡単に整理しておく。

鹿嶋屋東店は、本店四代清兵衛が隠居して出した店である。その成立は文政九年と考えられ、四代清兵衛は清左衛門と名を改めた。

以降、東店は、深川島田町を拠点に経営を拡大していき、深川島田町は、東店を中心とする鹿嶋屋の一族の屋敷や関連施設により占められていっ

た。一方で、東店は深川島田町外でも町屋敷を集積し、十九世紀中頃の弘化〜嘉永年間には二十を超える町において不在地主となっていた。東店の周辺には、材木店・西店・質店などが成立し、これらと深く関わりながら東店は経営を展開していった。

東店の資産額は幕末にかけて増大した。これを支えたのは、金の貸し付けによる利足収入であり、東店の経営の軸は金融（大名貸し）であったといえる。とくに、延岡藩内藤家、浜田藩松平家、淀藩稲葉家、佐賀藩鍋島家、長嶋藩増山家には、長期にわたって多額の貸し付けを行い、利足収入を得ていた。こうして経営を拡大した鹿嶋屋東店は、幕府の勘定所御用達を勤めるまでになった。しかし、そうした地位ゆえに、幕末の政治的・対外的な情勢の影響を受ける形で、多大な負担（御用金）を強いられることになった。

従来、鹿嶋屋東店については、下り酒問屋を営む本店鹿嶋清兵衛の分家ということを除き、その具体像はほとんど明らかにされてこなかった。本稿での検討により、東店が文政九年に成立し、金融とくに大名貸しを軸に経営を拡大したことや、同家が単なる一分家ではなく、江戸で展開する鹿嶋屋の核となる存在であったことを、ごく大雑把ながらも明らかにしえたことを考える。

もっとも、鹿嶋屋東店が深川島田町内外の住民とどのような関係とをり結んでいたのか、また、明治維新後、幕府や大名家への貸付金はどう処理したのかなど、いくつかの重要な問題については検討できなかった。今後の課題としたい。

【註】

- 1 たとえば、吉田伸之『巨大城下町江戸の分節構造』（東京大学出版会、一九九九年）、西坂靖『三井越後屋奉公人の研究』（東京大学出版会、二〇〇六年）、三井文庫編『史料が語る三井のあゆみ』（吉川弘文館、二〇一五年）など。なお、近年の三井家以外の大店の存在形態に迫った重要な成果として、市川寛明「江戸における人宿商人の家業構成について」（『東京都江戸東京博物館研究報告』第八号、二〇〇二年）、岩淵令治「大店」（吉田伸之編『シリーズ三都 江戸巻』東京大学出版会、二〇一九年）などを挙げておく。また、山室恭子『大江戸商い白書』（講談社、二〇一五年）は、数量分析によって三井家にとどまらない、江戸商人の動向を検討している。
 - 2 二〇〇二年に当館で開催した特別展「こどもの世界展」、岡本純子「江戸っ子の雛祭り」（『季刊銀花』第二十九号、二〇〇二年）を貴重な成果として挙げておく。
 - 3 なお、「鹿嶋」の表記について、資料によっては「鹿島」とするものがあるが、多くの場合は「鹿嶋」であるので、本稿でもこちらを用いる。
 - 4 江戸東京博物館蔵、九八〇〇二二五三。以下、館蔵資料については資料番号のみを記す。
 - 5 鹿嶋一族の分家の一つ「新宅」の二代目・鹿嶋実氏の著作「『暖簾』に想いを寄せて」（平成三年（一九九二）、私家版）による。本書は、鹿嶋屋の発祥や発展、近代以降の展開など、その歴史について詳述したもの。おもな叙述対象は鹿嶋屋本店であるが、東店などの分家にも目配りされている。
 - 6 八七二〇〇六六〇。
 - 7 九〇二〇三〇六八七七〇。
 - 8 さきに言及した『江戸買物独案内』には、下り酒間屋として「鹿嶋屋利右衛門」の名が確認できる（所在は霊岸島銀町一丁目）。また、同じく「改正大江戸町々施シ附」には、十番目に「鹿嶋利右衛門」の名がみえる。
 - 9 文政九年正月「覚」（九八〇〇二四三〇）、同年八月「借用申金子之事」（九八〇〇二四四一）。
 - 10 前掲註5文献には、鹿嶋屋東店に生まれ、西店を継いだ子孫が回顧して描いた、深川島田町の図が掲載されている。明治段階の同地のようにすを表現したものと考えられる。
 - 11 九八〇〇二五〇八。
-
- 12 以上の駿平・ハツ・留吉については、前掲「系図」（九八〇〇二二五三）の記載による。
 - 13 九八〇〇二二一一。
 - 14 九八〇〇二五〇七。
 - 15 嘉永六年十一月「乍恐以書付御訴訟奉申上候」（九八〇〇二五一一）。
 - 16 「四神像 青龍」（九八〇〇二二九一）、「四神像 朱雀」（九八〇〇二二九二）、「四神像 白虎」（九八〇〇二二九三）、「四神像 玄武」（九八〇〇二二九四）で、これらの箱書には「弘化五戊申年二月初午」との墨書が確認できる。
 - 17 嘉永四年七月改「弘化三年五月より嘉永三七月迄取調勘定書」（九八〇〇二五五六）。
 - 18 この東店資産額は、帳面の冒頭に記された額と実際の算用結果の額とで、ごくわずかだが違いがある。このうち、前者が翌年の算用で基準となっているため、本稿では以下、前者の額を用いる。
 - 19 九八〇〇二五九九。
 - 20 九八〇〇二五八七。
 - 21 九八〇〇二四四六。
 - 22 なお、浜田藩松平家は、天保七年に館林藩（上野国）から移封された。東店との貸借関係は、同家が館林藩の大名であった頃に遡る。
 - 23 元治元年七月「覚」（九八〇〇二四四八）。
 - 24 文久二年十二月「覚」（九八〇〇二四四九）。
 - 25 九八〇〇二六三八。なお、この帳面の包紙には、「慶応元丑年五月 御進発節御用金控」と記されている。